

令和7年度地域子育て支援ネットワーク事業（広域）補助金交付団体募集要項

1 趣旨

この要項は子育て支援関係機関等が連携して子育て家庭を支援するために行う活動のうち、区域を越えて広域的に実施することが効果的な事業の実施を促し、子育て家庭への支援を充実させるため、その活動に要する経費の全部又は一部を補助する団体の公募に関して必要なことを定める。

2 対象事業

「地域子育て支援ネットワーク事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」第4条第1項に規定する以下の事業とします。

- (1) 子育て情報の提供を目的とする事業
- (2) 子育て家庭の交流の場づくりの充実を目的とする事業
- (3) 子育て支援に関わる者の育成を目的とする事業

※ただし、令和7年度中に事業を完了する必要があります。

3 対象団体

保育所、幼稚園、社会福祉協議会、子育て支援団体など要綱別表に定める子育て支援関係機関で構成された団体。

※同一行政区のみではなく、区域を越えて連携して活動していることが条件となります。（複数の行政区にある関係機関どうしの連携であっても、それらが同一法人の運営する事業所間のみの連携である場合は対象外です。）

4 補助金

1団体あたり 18万円（限度額）

5 募集团体数

4団体

6 応募の手続き

補助金の交付を希望する団体は、要綱第6条に基づき次の書類を期限までに提出してください。

- (1) 地域子育て支援ネットワーク事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 補助事業の内容（第2号様式）
- (3) 補助事業の収支見込書（第3号様式）
- (4) 応募する団体の規約

※定められた様式はありませんので、団体等の構成機関等、活動内容の詳細がわかるものを添付してください。（不備がある場合など、再提出を求めることがあります。）

7 提出期限

令和7年6月9日（月）午後5時

※申請書類の提出は、持参または郵送とします。

（持参される場合は事前に子育て支援課までご連絡ください。）

8 申請書類の記入上の注意

(1) 地域子育て支援ネットワーク事業補助金交付申請書（第1号様式）

記入欄	内 容
補助金申請額	18万円を限度額として、事業経費からその他の収入を差し引いた金額としてください。
申請者	構成する団体及び代表者について記入してください。 申請後の連絡は、特に指定のない限り団体所在地（代表者）あてにさせていただきます。
構成する子育て支援関係機関等	区域を越えて連携し事業実施に参画する団体について、機関名称、所在地、代表者氏名を記入してください。 * 申請書の欄が足りない場合は、別紙に記載して添付していただいても構いません。
関係書類	団体として、過去に連携して事業を実施した実績がある場合は、事業内容のわかるものを添付してください。

(2) 補助事業の内容（第2号様式）

記入欄	内 容
目的	実施する事業があてはまる区分に、✓点をつけてください。 * 複数区分の事業を実施する場合は、該当するものすべてに✓点を付けてください。
活動範囲	区域を越えて広域的に事業実施をすることから、「その他」の欄に✓点を付けてください。 事業対象範囲がわかるように括弧内に、対象区などを記載いただくか、別にわかるものを添付してください。
主に活動する場所	事業実施を行う場所について、会場があれば会場名を、情報誌などを配布する場合は対象区域など、事業活動場所（範囲）がわかるように記載してください。 (例) ○○区□□学区および△△区××学区 (例) ▲▲スポーツセンター（■ ■区および●●区）
活動内容	事業名、事業の内容、対象者（想定人数）など、事業概要について記載してください。
活動計画	事業実施の手法や準備を含めたスケジュールについて記載してください。
期待できる効果	該当する区分に✓点をつけてください。 事業を通じて、区域を越えた子育て支援ネットワークの構築に具体的に繋がる場合（継続した連絡会の開催など）は、その他として会議の名称などを記載してください。

(3) 補助事業の収支見込書（第3号様式）

記入欄	内 容
収入	その他には、構成団体などからの拠出金、参加者からの参加費収入などを記載してください。
支出	各費目に沿って、支出する金額と内訳を記載してください。

※収支見込書を別に作成している場合は、それを添付していただいても構いません。

9 選考

補助事業の選考は、別表「評価基準」により、評価委員による評価を踏まえて行います。

なお、選考にあたっては事業内容に関するヒアリングを実施することがあります。また、選考結果については、選考後応募団体に文書で通知しますが、審査の内容については公表しません。

10 補助金の交付決定等

補助金の交付を決定したときは、要綱第8条に基づき地域子育て支援ネットワーク事業補助金交付決定通知書により通知します。通知を受けた団体は、その通知を受理した日から

15日以内に地域子育て支援ネットワーク事業補助金請求書（第6号様式）を提出してください。

補助金は請求を受けた後に、概算払いにて交付します。

なお、交付を不適当と決定したときは、地域子育て支援ネットワーク事業補助金交付不承認決定通知書により通知します。

申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課
（名古屋市役所本庁舎2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号 052-972-3083

FAX 番号 052-972-4419

受付時間 平日の午前9時00分から午後5時00分
（12時00分から13時00分を除く）

別表「評価基準」

事 項	視 点	配点
①事業の活動内容	・活動内容が直接的または間接的に子育て家庭への支援を充実させるものになっているか。 ・広域的な子育て支援ネットワーク構築に役立つものとなっているか。	5点
②事業の活動計画	・事業の目的や目標達成のために適切な手法となっているか。 ・活動計画は実現可能なスケジュールとなっているか。	5点
③事業収支の見込等	・個々の積算について明確な根拠があるか。 ・事業に見合った経費が適正に計上されているか。	5点
④活動による効果等 (事業内容・構成機関の連携等)	・事業内容・構成機関の連携に関して、応募団体が意図する効果が期待できるか。	5点

※ 各項目は5段階で点数をつけ、ひとり以上の委員が合計で12点未満をつけた場合、または複数の委員が4項目中1項目でも1点をつけた場合は選考対象外とする。